

令和5年度Gマーク申請について (申請事業所向け事前周知)

令和5年度以降のGマーク申請については、取扱いの一部変更を検討しています。

現時点の変更の概要は以下のとおりですので、申請準備に際してご留意ください。

なお、引き続き変更内容の検討を進めており、随時情報提供を行いますので、お手数ですがこのページをご確認願います。

次回の情報提供は、**おおむね令和4年10月頃を予定しております。**

[主な変更内容]

1. 評価項目関係

(1) 評価項目Ⅰ 安全性に対する法令の遵守状況
(配点40点・基準点数32点)

ア) 「小項目」の配点を一部変更します。

小項目	配点変更
運転日報の作成・保存	3点 → 1点
特定運転者に対する特別指導	1点 → 2点
健康診断の実施及び記録・保存	1点 → 3点
※運輸安全マネジメント	3点 → 2点

※運輸安全マネジメントについては、下記イ) もご覧ください。

イ) 「運輸安全マネジメント」の評価を申請書類から巡回指導結果による評価へ変更します。

評価項目 I は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の結果を、下表の配点に基づき計算し、点数化しています。

配点の変更箇所をご確認ください。

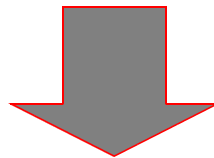
中項目	小項目（簡略表記）	配点	
		改正	現行
1. 事業計画等	(1) 休憩・睡眠施設の保守・管理	1	1
2. 帳票類の整備、報告等	(1) 事故の記録・保存	1	1
	(2) 運転者台帳の作成・保存	1	1
	(3) 車両台帳の整備	1	1
3. 運行管理等	(1) 運行管理規程の作成	1	1
	(2) 運行管理者講習の受講	1	1
	(3) 必要な運転者数の確保	1	1
	(4) 改善基準告示の遵守等	3	3
	(5) 過積載の防止	3	3
	(6) 点呼の実施及び記録・保存	3	3
	(7) 運転日報の作成・保存	1	3
	(8) 運行記録計の記録・保存・活用	1	1
	(9) 運行指示書の作成・指示・携行・保存	1	1
	(10) 乗務員に対する指導監督	3	3
	(11) 特定運転者に対する特別指導	2	1
	(12) 特定運転者に対する適性診断	2	2
4. 車両管理等	(1) 整備管理規程の作成	1	1
	(2) 整備管理者研修の受講	1	1
	(3) 日常点検の実施及び記録・保存	1	1
	(4) 定期点検整備の実施及び記録・保存	3	3
5. 労基法等	(1) 就業規則の制定・届出	1	1
	(2) 36協定の締結・届出	1	1
	(3) 労働時間、休日労働の違法性（運転時間を除く）	1	1
	(4) 健康診断の実施及び記録・保存	3	1
6. 運輸安全マネジメント	巡回指導結果による評価	2	—
	申請書類による評価	—	3
小計		40	40

(2) 評価項目Ⅲ 安全性に対する取組みの積極性
(配点 21点→20点・基準点数 12点)

自認項目を4つのグループに分け、各グループごとに得意項目を選択できるように変更します。

【現行】(配点 21点)

①事故防止マニュアルの活用	⑦安全・省エネ運転の実施・指導
②事業所内の安全対策会議の実施	⑧運転記録証明書に基づく指導
③社外関係者との安全対策会議の実施	⑨ISO等の認証取得
④自社独自の運転者研修の実施	⑩行政・トラ協等の表彰
⑤外部研修への運転者派遣	⑪健康対策等の先進的取組
⑥対象者以外の適性診断の受診	



【見直し後】(配点 20点)

1. 運転者の指導教育	現行④ 現行⑤ 現行⑧ 現行⑦：自社内独自の省エネ運転認定制度を除く	4項目から最大3項目選択
2. 安全の会議・QC活動	現行②を分割：事業所内安全対策会議 現行②を分割：安全に関するQC活動 現行③	3項目から最大2項目選択
3. 法定基準以上の取組	現行⑥ 現行⑪を分割：特定の健康取組 現行⑪を分割：特定の安全装置 新規 ：時間外労働時間短縮の取組	4項目から最大2項目選択
4. その他	現行⑪を分割：上記3. 現行⑪の「特定の健康取組」以外の健康取組 現行⑨を分割：安マネ除く 現行⑨を分割：安マネのみ 現行⑩ 現行⑪を分割：リアルタイムGPS運行管理システム 現行⑪を分割：社内独自表彰+上記1. 現行⑦から除かれた「自社内独自の省エネ運転認定制度」	6項目から最大3項目選択

評価項目Ⅲは、下表の1.～4.の各グループより申請者が選択した項目について、判断基準を満たした場合に、下表の配点に基づき計算し点数化します。

※各グループから1項目以上の選択・得点が必要です。

令和5年度以降の評価項目と基準点数

1. 運転者等の指導・教育（最大3項目・最低1項目選択：各3点計9点）		配点
選択できる項目 最大3項目 最低1項目	(1) 自社内独自の運転者研修等の実施（50%未満は1点）	3(1)
	(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣（選任運転者等以外は1点）	3(1)
	(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実績の把握に基づく指導の実施	3
	(4) 安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、指導教育を実施している	3
(1)～(4)から最低1項目、最大3項目を選択（最高9点） ※グループの基準点：1点		
2. 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施（最大2項目・最低1項目選択：各2点計4点）		配点
選択できる項目 最大2項目 最低1項目	(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2
	(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施	2
	(3) 荷主企業、協力会社又は下請け会社との安全対策会議の定期的な実施	2
(1)～(3)から最低1項目、最大2項目を選択（最高4点）		
3. 法定基準を上回る対策の実施（最大2項目・最低1項目選択：各2点計4点）		配点
選択できる項目 最大2項目 最低1項目	(1) 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている	2
	(2) 効果の高い健康起因事故防止対策（脳検査・心電計・SAS）の実施	2
	(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着（30%未満は1点）	2(1)
	(4) ドライバー時間外労働時間960時間以下の先取り	2
(1)～(4)から最低1項目、最大2項目を選択（最高4点） ※グループの基準点：1点		
4. その他（最大3項目・最低1項目選択：各1点計3点）		配点
選択できる項目 最大3項目 最低1項目	(1) 健康起因事故防止に向けた取組（脳検査・心電計・SAS以外）	1
	(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1
	(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審 （上記(2)ISO等安全や環境に関する認証の取得から分離）	1
	(4) 過去3年以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1
	(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1
	(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度の確立又は省エネ運転認定制度の活用	1
(1)～(6)から最低1項目、最大3項目を選択（最高3点）		

2. 申請方式関係

申請方式のうち、「D」方式を廃止します。

3. 申請受付期間

6月下旬から7月中旬となるよう調整中です。

<注>ただし、申請基準日は令和5年7月1日(従来より変更なし)とする予定です。

4. 申請方法

申請書類の一部を電子申請とするよう調整中です。

5. その他

申請案内は、令和5年4月中旬以降の公表を予定しています。

以下に、評価項目Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」
4 グループ1 7項目の見直し(案)を掲載します。

グループ1. 運転者の指導・教育（最大3項目・最低1項目選択）

	<p>1-(1)自社内独自の運転者研修等の実施<3点または1点> ※判断基準や判断資料は、現行の自認項目4. とほぼ同様とする予定です。</p>
判断方針	<p>◆安全運行確保を目指した自社内の事故防止対策担当者による自社主催の研修、あるいは外部講師を招へいた研修、当該事業所の管理者が主催する研修等、運転者を対象とした研修会の実施について判断します。</p> <p>◆会議に当たるものを除き、輸送の安全に関する研修を評価します。</p>
判断基準	<p>◆過去1年間（2022年7月2日～2023年7月1日）において、実施した状況が確認できれば加点の対象とします。</p> <p>◆配点3点のうち、下記基準により3点又は1点付与とします。</p> <p>【3点付与とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆選任運転者数の半数以上が研修を受講 <p>【1点付与とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆選任運転者数の半数未満が研修を受講 ◆選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む。）が研修を受講

	<p>1-(2)外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣<3点または1点> ※判断基準や判断資料は、現行の自認項目5. とほぼ同様とする予定です。</p>
判断方針	<p>◆自社（事業所）以外の外部の研修機関等が主催する交通事故防止に関する研修に運転者等を派遣していることを判断します。</p>
判断基準	<p>◆過去1年間（2022年7月2日～2023年7月1日）において、1回以上実施した状況が確認できれば加点の対象とします。</p> <p>◆配点3点のうち、下記基準により3点又は1点付与とします。</p> <p>【3点付与とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆選任運転者が研修を受講（ただし、国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー、全日本トラック協会が実施する事故防止セミナー（プラン2025 目標達成 <u>フルセミナー</u>、健康起因事故防止セミナー）は、管理者が受講した場合も3点付与とする。） <p>【1点付与とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む。）が研修を受講（【3点付与とするもの】カッコ書きの管理者向け研修を除く。）

	<p>1-(3)定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施<3点></p> <p>※現行の自認項目8.と異なり、(違反等が確認された場合のみ)指導に活用していることを証する資料の提出を求める予定です。</p>
判断方針	<p>◆自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」等を定期的に取り寄せることにより、運転者の違反状況を管理し、違反等が確認された場合には、指導に活用している状況について判断します。</p>
判断基準	<p>①～③のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。</p> <p>① 「5年間」又は「3年間」の運転記録証明書等により、過去1年間(2022年7月2日～2023年7月1日)において選任運転者の3割以上</p> <p>② 「5年間」又は「3年間」の運転記録証明書等により、過去3年間(2020年7月2日～2023年7月1日)において選任運転者の全員</p> <p>③ 「1年間」の運転記録証明書等により、過去1年間(2022年7月2日～2023年7月1日)において選任運転者の全員</p> <p>なお、運転記録証明書に事故・違反歴が確認された場合は、当該運転者に関する指導状況(①運転者名、②運転記録証明書の発行日以降の指導日時)を記載し、提出してください。</p>

	<p>1-(4)安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、個別の指導教育を実施している。<3点></p> <p>※現行の自認項目7.と異なり、「自社内独自の省エネ運転認定制度の活用」を対象から除く予定です。(省エネ運転認定制度の活用は、グループ4.(6)にて対象とする予定です。)</p>
判断方針	<p>◆ 急発進・急加速・急停止等の防止、あるいは定速運転励行など経費節減と事故防止を主眼とした省エネ運転の実践状況及びその結果に基づく運転者個別の指導教育の実施状況の有無を評価します。</p> <p>◆ デジタルタコグラフの装着により、日々運転管理を行い、運転者個別の指導教育の実施状況の有無を評価します。</p>
判断基準	<p>◆過去1年間(2022年7月2日～2023年7月1日)において、選任運転者数の半数以上を対象に実施</p>

グループ2. 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施（最大2項目・最低1項目選択）

	<p>2-(1)事業所内での安全対策会議の定期的な実施<2点> ※この項目では、現行の自認項目2.のうち、「安全対策会議」のみを対象とする予定です。（安全に関するQC活動は、次のグループ2.(2)にて対象とする予定です。）</p>
判断方針	<p>◆事業所内において、選任運転者等を対象に交通事故防止や危険予知など輸送の安全に関する安全対策会議の定期的な取り組みを判断します。 ◆研修に当たるものを除き、輸送の安全に関する事項を取り上げた会議を評価します。</p>
判断基準	<p>◆①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。 ①過去1年間（2022年7月2日～2023年7月1日）において2回以上実施 ②過去3年間（2020年7月2日～2023年7月1日）において毎年1回実施</p>

	<p>2-(2)事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施<2点> ※この項目では、現行の自認項目2.のうち、「安全に関するQC活動」のみを対象とする予定です。（安全対策会議は、上記のグループ2.(1)にて対象とする予定です。）</p>
判断方針	<p>◆事業所内において、選任運転者等を対象に交通事故防止に関するQC活動や小グループ安全活動の定期的な取り組みを判断します。 ◆研修に当たるものを除き、輸送の安全に関する事項を取り上げた活動を評価します。</p>
判断基準	<p>◆①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。 ①過去1年間（2022年7月2日～2023年7月1日）において2回以上実施 ②過去3年間（2020年7月2日～2023年7月1日）において毎年1回実施</p>

	<p>2-(3)荷主企業、協力会社又は下請け会社との安全対策会議の定期的な実施<2点> ※判断基準や判断資料は、現行の自認項目4.とほぼ同様とする予定です。</p>
判断方針	<p>◆安全運行確保等、交通事故防止に係る輸送の安全に関する自店（営業所）以外の会社（荷主企業、協力会社、下請会社）との安全対策会議の実施状況を判断します。</p>
判断基準	<p>◆①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。 ①同じ相手先と過去1年間（2022年7月2日～2023年7月1日）において2回以上実施 ②同じ相手先と過去3年間（2020年7月2日～2023年7月1日）において毎年1回実施</p>

グループ3. 法定基準を上回る対策の実施（最大2項目・最低1項目選択）

	<p>3-(1)特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている<2点></p> <p>※判断基準や判断資料は、現行の自認項目6. とほぼ同様とする予定です。</p>
判断方針	<p>◆心理・生理の両面から、運転者性向の基本要因についての諸特性を明らかにするための適性診断の受診の有無を判断します。</p> <p>◆自動車事故対策機構、トラック交通共済協同組合、損害保険会社等が行っている適性診断の受診結果を判断します。</p>
判断基準	<p>◆①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。</p> <p>①過去1年以内（2022年7月2日～2023年7月1日）において、「適性診断（一般診断）」の受診者数が、全ての選任運転者数の3割以上であること。</p> <p>②過去3年間（2020年7月2日～2023年7月1日）において、全ての選任運転者が「適性診断（一般診断）」又は「適性診断（特定の運転者に対する診断）」のいずれかをもれなく受診していること。</p>

	<p>3-(2)効果の高い健康起因事故防止対策（脳検査・心電計・SAS）の実施<2点></p> <p>※この項目では、現行の自認項目11. のうち、運転者の健康状態や疲労状態の把握に効果が高い取組で2点付与の対象であった、①脳検査の受診、②携帯型心電計の活用状況、③SAS検査の受診のみを対象とする予定です。</p>
判断方針	<p>◆効果の高い健康起因事故防止対策（脳検査・心電計・SAS）の取り組みについて評価します。</p>
判断基準	<p>◆①～③のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。</p> <p>※過去1年間は2022年7月2日～2023年7月1日、過去5年間は2018年7月2日～2023年7月1日</p> <p>①脳検査の受診について、過去1年間で選任運転者数の1割以上かつ2名以上</p> <p>②携帯型心電計の測定について、過去1年間で選任運転者数の2割以上の活用状況</p> <p>③SAS検査の受診について、過去1年間で選任運転者数の2割以上または過去5年間で選任運転者数分</p>

	<p>3-(3)車両の安全性を向上させる装置の装着<2点または1点></p> <p>※この項目では、現行の自認項目11.のうち、今後具体的に示す対象機器・装置の装着のみを対象とする予定です。</p>
判断方針	<p>◆予防安全技術やASV技術を採用した車両を活用した高度な取り組みについて評価します。</p>
判断基準	<p>◆配点2点のうち、下記基準により2点又は1点を付与します。</p> <p>【2点付与とするもの】</p> <p>具体的内容欄の【対象機器】が、事業所保有車両の3割以上に装着されている。 (※50両を超える車両を保有する事業所は、15両分の資料を提出してください)</p> <p>【1点付与とするもの】</p> <p>事業所保有車両の3割未満に装着されている。</p> <p><対象機器(予定)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者対応) ○ 車線逸脱警報装置(ふらつき注意喚起装置、車線維持支援制御装置) ○ 車両安定性制御装置 ○ ドライバー異常時対応システム ○ 先進ライト ○ 側方衝突警報装置 ○ アルコールインターロック ○ ドライブレコーダー

	<p>3-(4)ドライバー時間外労働時間960時間以下の先取り<2点></p>
判断方針	<p>◆36協定において、時間外労働時間960時間以下を先取りしている状況を確認し、評価します。</p> <p>※新規</p>
判断基準	<p>◆ドライバーの時間外労働時間について、令和5年7月1日現在有効な36協定で960時間以下を届けていることが確認できれば加点とします。</p>

グループ4. その他（最大3項目・最低1項目選択）

	<p>4-(1)健康起因事故防止対策に向けた取り組み（脳検査・心電計・SAS以外）の実施<1点></p> <p>※この項目では、現行の自認項目11.のうち、グループ3.(2)にて対象とする、①脳検査の受診、②携帯型心電計の活用状況、③SAS検査の受診以外の、健康起因事故防止に向けた取り組みを対象とする予定です。</p>
判断方針	◆健康起因事故防止に向けた取組のうち、3-(2)以外の取り組みについて評価します。
判断基準	◆基準日（2023年7月1日）現在における健康起因事故防止に関する取り組みの、自主性、積極性、独創性、先進性について確認できれば加点の対象とします。

	<p>4-(2)輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得<1点></p> <p>※この項目では、現行の自認項目9.と異なり「国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施の有無」を対象から除く予定です。（運輸安全マネジメント評価の実施は、次の4.(3)にて対象とする予定です。）</p>
判断方針	<p>◆事業所又は会社全体の輸送に係る安全や環境への取り組みとして、グリーン経営認証、ISO14000シリーズ（環境マネジメントシステム）やその他の公的な第三者機関からの認定、認証の取得の有無を確認します。</p> <p>◆全ての従業員に品質方針、品質目標、業務の推進方法・手順を周知させるため文書化した国際規格の審査登録ISO9000シリーズ（品質マネジメントシステム）取得の有無を確認します。</p>
判断基準	◆登録証、認定証及び付属書等（認定事業所の範囲が明記された資料）により確認します。

	<p>4-(3)国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審<1点></p> <p>※この項目では、現行の自認項目9.と異なり、「国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施の有無」のみを対象とする予定です。（輸送に係る安全や環境に関する認証や認定は、上記のグループ4.(2)にて対象とする予定です。）</p>
判断方針	◆国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施の有無を確認します。
判断基準	◆過去2年間（評価終了日が2021年7月2日～2023年7月1日）に実施された評価報告書により確認します。

	<p>4-(4)過去3年以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績<1点></p> <p>※判断基準や判断資料は、現行の自認項目10.とほぼ同様とする予定です。</p>
判断方針	◆交通事故防止に関する公的な表彰を受けたことの有無を確認します。
判断基準	◆過去3年間（2020年7月2日～2023年7月1日）において、当該事業所及び事業所の代表者に対する表彰が確認できれば加点の対象とします。

	<p>4-(5)リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入 < 1点 ></p> <p>※この項目では、現行の自認項目11.のうち、リアルタイムGPS運行管理システムの導入のみを対象とする予定です。</p>
判断方針	◆ GPS等を活用した運行管理システムなど、先進的な運行管理システムの活用について評価します。
判断基準	◆ 基準日（2023年7月1日）現在における取り組みの自主性、積極性、先進性について確認できれば加点の対象とします。

	<p>4-(6)自社内独自の無事故運転者表彰制度の確立又は省エネ運転認定制度の活用 < 1点 ></p> <p>※この項目では、現行の自認項目11.のうち「自社内独自の無事故運転者表彰制度の確立」と、現行の自認項目7.のうち「自社内独自の省エネ運転認定制度の活用」を対象とする予定です。</p>
判断方針	◆ 交通事故防止や省エネ運転に関する表彰制度の設定による、安全運転に向けた取組について評価します。
判断基準	◆ 基準日（2023年7月1日）現在における取り組みの自主性、積極性、独創性、先進性について確認できれば加点の対象とします。